



# 鳥取県公報

令和2年5月18日（月）  
号外第49号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正（290）（経営支援課）	2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（291）（水産課）	3

# 告 示

**鳥取県告示第290号**

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

令和2年5月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

令和2年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1 規則第3条第1項の利子補給率				1 規則第3条第1項の利子補給率			
農業近代化 資金の種類	利子補給率			農業近代化 資金の種類	利子補給率		
	農業近代 化資金融 通法(昭和 36年法律 第202号。 以下「法」 という。) 第2条第 2項第1 号、第2 号、第4号 及び第5 号に掲げ る融資機 関が同条 第1項第 1号に掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 1号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第2号か ら第4号 までに掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 2号から 第5号ま でに掲げ る融資機 関が同条 第1項第 2号から 第4号ま でに掲げ る者に貸 し付ける 場合		農業近代 化資金融 通法(昭和 36年法律 第202号。 以下「法」 という。) 第2条第 2項第1 号、第2 号、第4号 及び第5 号に掲げ る融資機 関が同条 第1項第 1号に掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 1号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第2号か ら第4号 までに掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 2号から 第5号ま でに掲げ る融資機 関が同条 第1項第 2号から 第4号ま でに掲げ る者に貸 し付ける 場合
1 規則別 表第1号 に掲げる 資金	略		年 0 . 8 5 <u>パーセント</u>	1 規則別 表第1号 に掲げる 資金	略		年 0 . 9 0 <u>パーセント</u>
2 規則別 表第2号 に掲げる 資金	略		年 0 . 8 5 <u>パーセント</u>	2 規則別 表第2号 に掲げる 資金	略		年 0 . 9 0 <u>パーセント</u>
3 規則別 表第3号 に掲げる	略		年 0 . 8 5 <u>パーセント</u>	3 規則別 表第3号 に掲げる	略		年 0 . 9 0 <u>パーセント</u>

資金			資金		
4 規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.85パーセント	4 規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.90パーセント
略			略		
7 規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.85パーセント	7 規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.90パーセント
8 規則別表第8号に掲げる資金	略	年0.85パーセント	8 規則別表第8号に掲げる資金	略	年0.90パーセント
2 規則第3条第2項の利子補給率			2 規則第3条第2項の利子補給率		
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率		利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が11年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント	
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.085パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.085パーセント		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.085パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.085パーセント	
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.095パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.095パーセント		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.09パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.09パーセント	
略			略		

鳥取県告示第291号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

令和2年5月18日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

令和2年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
1 規則第2条第1項の利子補給率						1 規則第2条第1項の利子補給率					
漁業近代 化資金の 種類	利子補給率					漁業近代 化資金の 種類	利子補給率				
	漁業近 代化資 金融通 法（昭 和44年 法律第 52号。 以 下 「法」 と い う。） 第2条 第2項 第1号 から第 4号ま でに掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （漁業 近代化 資金融 通法施 行 令 （昭和 44年政 令 第 209号。 以 下 「令」	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （令第 5条に 規定す る団体 に 限 る。） に貸し 付ける 場合	法第2 条第2 項第1 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号に掲 げる者 に貸し 付ける 場合	法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲げ る融資 機 関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 までに 掲げる 者（同 項第10 号に掲 げる者 には、 令第5 条に規 定する 団 体 を 除 く。） に貸し 付ける 場合	法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲げ る融資 機 関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 までに 掲げる 者（同 項第10 号に掲 げる者 には、 令第5 条に規 定する 団 体 を 除 く。） に貸し 付ける 場合		法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 までに 掲げる 者（同 項第10 号に掲 げる者 には、 令第5 条に規 定する 団 体 を 除 く。） に貸し 付ける 場合	漁業近 代化資 金融通 法（昭 和44年 法律第 52号。 以 下 「法」 と い う。） 第2条 第2項 第1号 から第 4号ま でに掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （漁業 近代化 資金融 通法施 行 令 （昭和 44年政 令 第 209号。 以 下 「令」	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （令第 5条に 規定す る団体 に 限 る。） に貸し 付ける 場合	法第2 条第2 項第1 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号に掲 げる者 に貸し 付ける 場合	法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲げ る融資 機 関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 までに 掲げる 者（同 項第10 号に掲 げる者 には、 令第5 条に規 定する 団 体 を 除 く。） に貸し 付ける 場合

	と いう。) 第1条第3号に規定する団体に限る。) に貸し付ける場合			
略				
4	規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.85パーセント	年0.85パーセント
5	規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.85パーセント	年0.85パーセント
略				
8	規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.85パーセント	年0.85パーセント
9	規則別表第8号に掲げる資金	略	年0.85パーセント	年0.85パーセント
2 略				

	と いう。) 第1条第3号に規定する団体に限る。) に貸し付ける場合			
略				
4	規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.90パーセント	年0.90パーセント
5	規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.90パーセント	年0.90パーセント
略				
8	規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.90パーセント	年0.90パーセント
9	規則別表第8号に掲げる資金	略	年0.90パーセント	年0.90パーセント
2 略				